

## 議員提出議案第1号

四條畷市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

次のとおり四條畷市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する  
条例を制定するにつき、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求  
める。

令和5年11月24日 提出

四條畷市議会  
長 畑 浩 則  
若 松 正 治  
吉 田 裕 彦

### 提案理由

市議会議員に対して支給される期末手当について、本年の人事院勧告に基づく国家公務  
員の給与改定を受け、支給割合を改正したく、本案を提案した。

四條畷市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 四條畷市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成20年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の220」を「100分の230」に改める。

第2条 四條畷市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の230」を「100分の225」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 第1条の規定による改正後の四條畷市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和5年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

3 新条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の四條畷市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなす。